

佐世保市工事成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 佐世保市工事成績評定通知実施要領第5条に基づき通知した評定点の内容について再説明請求があった場合の回答に係わる事項。
- (2) その他工事成績評定に関する重要な事項。

(審査委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は委員長1人、副委員長2人及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長には、契約監理室を所管する副市長を、副委員長には、委員長が審査委員会の会議に諮って委員の内から指名する者2人をもつて充てる。

3 委員は、市の職員で次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1)水道局長
- (2)土木部長
- (3)都市整備部長
- (4)農林水産部長
- (5)港湾部長
- (6)環境部長
- (7)水道局事業部長
- (8)その他委員長が必要と認める者

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し可否同数の場合のとき

は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者(監督員・担当係長・工事主管課長・検査員等)の出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 審査委員会は、審査の内容をまとめ契約監理室長に対して指示等をおこなうものとする。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は契約監理室技術監理課とする。

附 則

この要領は、平成18年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。